

—会計年度任用職員登録希望者の皆様へ—

令和6年度田川広域水道企業団会計年度任用職員募集案内

会計年度任用職員希望者登録制度は、田川広域水道企業団で会計年度任用職員として勤務することを希望する方に事前に登録していただく制度です。

この制度により登録された方の中から書類選考及び面接選考を行い、採用を決定します。

なお、登録しても必ず採用されるとは限りませんのであらかじめ御了承願います。

申込みは、総務課総務係への持参又は郵送にてお願いします。

1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、一会計年度(4月1日から3月31日まで)を超えない範囲で任用される一般職非常勤職員です。

田川広域水道企業団では、1週間当たりの勤務時間が正規職員(38時間45分)よりも短いパートタイムの会計年度任用職員を募集します。

2 登録条件

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者

<欠格条項>

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 構成団体(田川市・川崎町・糸田町・福智町)の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 今回募集する職種における年齢制限はありません。

3 登録申込手続

登録の申込みは、田川広域水道企業団 総務課総務係への持参又は郵送で受け付けます。

(1) 応募書類

○登録申込書(田川広域水道企業団ホームページに掲載のほか、総務課総務係で配付しています。)

※ ホームページ掲載場所

田川広域水道企業団トップページ(<https://www.tksk.or.jp/>)→お知らせ→会計年度任用職員の募集について

(2) 登録申込期間

総務課総務係において随時受け付けます。

ただし、令和6年4月1日任用分については、手続の都合上、令和6年2月22日(木)を締切日とします(当日消印有効)。

(3) 申込方法

提出先: 田川広域水道企業団 総務課 総務係 宛

(〒825-8501 田川市中央町1番1号 田川市役所別館2階)

○持参の場合: 午前8時30分から午後5時まで受け付けます。

※土曜、日曜、祝日は受け付けていません

○郵送の場合: 封筒の表に「会計年度任用職員希望」と朱書きし、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。

4 登録後の連絡等

(1) 会計年度任用職員の任用が必要となった場合に、登録いただいた方の中から書類選考の上、連絡いたします。

※ あくまで選考による任用となるため、登録順は関係ありません。

(2) 面接等に関する連絡は、全て申込書記載の連絡先に行います。変更がある場合は、速やかに総務課総務係へお知らせください。

(3) 他に就職先が決定した等、田川広域水道企業団の会計年度任用職員を希望しなくなった場合は、速やかに総務課総務係へ連絡してください。

(4) 提出された申込書はお返しできませんのであらかじめ御了承ください。

また、登録期間(令和7年3月31日まで)終了後は登録期間最終日の翌日に申込書を破棄しますので、登録の更新を希望される場合は、再度提出してください。

5 採用の方法

書類選考及び面接選考により採用を決定します。

6 勤務条件等

(1) 勤務場所

田川広域水道企業団 ※詳しくは「募集職種一覧」を御参照ください。

(2) 任用期間

一会計年度(4月1日から3月31日まで)

※ 翌年度以降、再度任用の可能性がります。

(3) 給料

給料は、勤務形態等により異なります。詳しくは「募集職種一覧」を御参照ください。

※ 給料は令和5年度(令和4年人事院勧告に伴う給与改定後)の額であり、毎年度、給与改定等による見直しを行っています。

(4) 手当

○ 通勤手当

所定の要件を満たした場合に、JR等の公共の交通機関利用の場合は運賃額を、自動車等による通勤の場合は、距離に応じて支給します。

○ 期末手当(6月・12月)

支給要件を満たす場合、在職期間に応じた支給割合で算定します。

○ 時間外勤務手当

時間外勤務を命じた場合は、時間外勤務手当を支給します。

(5) 勤務時間

週38時間45分以内(1日は7時間45分以内) ※「募集職種一覧」を御参照ください。

○ 8時30分から17時までの範囲内

(6) 休暇

年次有給休暇、特別休暇等

※ 年次有給休暇の付与日数や特別休暇の種類(夏季休暇等)については、勤務形態等により異なります。

(7) 社会保険及び災害保険

各法令、条例等に従い、任用期間、勤務時間等に応じて、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償(労働者災害補償保険)等を適用します。

※ 任用期間、勤務時間等によっては適用とならない場合があります。

(8) その他

ア 服務及び懲戒

会計年度任用職員には、正規職員と同様に、地方公務員法等に定める以下の規定が適用されます。また、懲戒処分等の対象となります。

(ア) 法令及び上司の命令に従う義務(地方公務員法第32条)

職務遂行に当たって、法令等各種規定に従うとともに、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。

(イ) 信用失墜行為の禁止(同法第33条)

その職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(ウ) 秘密を守る義務(同法第34条)

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後においても同様。

(エ) 職務に専念する義務(同法第35条)

勤務時間中、全力を挙げて職務に専念しなければならない。

(オ) 政治的行為の制限(同法第36条)

公の選挙において投票するように勧誘運動を行うなどの政治的行為をしてはならない。

(カ) 争議行為等の禁止(地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条)

ストライキ、怠業その他の争議行為その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。

イ 条件付採用

採用後、1か月間は条件付採用となります。採用後1か月間を良好な成績で勤務した時に、会計年度任用職員として正式採用となります。ただし、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日が15日に達するまで(最長任期の末日まで)延長します。

7 申込書の取扱いについて

(1) 個人情報の取扱い

登録申込書に記載された個人情報については、会計年度任用職員希望者登録制度に係る任用手続に必要な範囲内でのみ利用します。

(2) 希望者の登録及び登録申込書の廃棄

田川広域水道企業団事務局総務課において登録申込書を受領した日から登録期間最終日まで、会計年度任用職員希望者として登録します。登録期限を経過した申込書は、当方にて廃棄処分します。あらかじめ御了承ください。

【問合せ先】

田川広域水道企業団 総務課総務係

〒825-8501 田川市中央町1番1号 田川市役所別館2階

TEL:0947-23-2147 FAX:0947-23-2148

E-mail:soumu@lg.tsk.or.jp

令和6年度田川広域水道企業団会計年度任用職員募集職種一覧

勤務先 (所在市町)	職種	主な職務内容	資格免許等	勤務形態	給料の目安(月額) (週31時間勤務換算)	部署	R6.4.1任用 募集人数
田川広域水道企業団 (田川市)	事務補助	PCを用いた事務作業・電話対応・窓口対応など	・総務課:特になし ・経営企画課:普通自動車運転免許 ・施設管理課:普通自動車運転免許	週30時間 又は 週31時間	123,680円～ 148,160円	・総務課 ・経営企画課 ・施設管理課	8名程度
	工務補助	水道施設の維持管理の補助、工事監督補助業務、 PCを用いた事務作業など	・施設管理課:普通自動車運転免許 ・建設課:普通自動車運転免許	週30時間 又は 週31時間		・施設管理課 ・建設課	3名程度

注1 令和6年4月1日に任用する会計年度任用職員を募集していない職種及び部署についても、欠員等により急遽必要となる場合がありますので、登録は随時、行っております。

注2 給料の目安は、令和5年12月時点の週31時間(1日 7時間45分×4日)の勤務時間で表記。週の勤務時間が異なる場合は勤務時間に応じた金額になります。